

【令和8・9年度用】

松本市音楽文化ホール登録団体申請（新規・更新）の受付について

松本市では、音楽文化の振興と市民文化の向上を目的として、登録団体の利用料減免制度を設けています。

次のとおり令和8・9年度松本市音楽文化ホール登録団体の新規登録及び更新の申請受付を行いますので、希望される団体の皆様は申請書をご提出ください。

1 登録団体制度の概要

(1) 「登録団体」は、次の要件を全て満たす必要があります。

ア 音楽文化の振興を図ることを目的とし、音楽文化に関する創作、演奏等の活動を行うこと。

イ 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としていないこと。

ウ 登録申請する年度の前年度に、松本市音楽文化ホールで1回以上自主公演(芸術文化団体が自ら主催及び主管して行う公演をいう。)を行っていること。

エ 構成員の3割以上が市内に居住し、又は通勤若しくは通学していること。

オ 規約、会則又はそれに準じるものを見定めていること。

カ その他市長が不適当と認める団体でないこと。

※ 各種学校、教室、塾、道場など営利目的の団体及び企業内活動等は除きます。

(2) 減免内容

ア ホール及び練習室の施設利用料が、30%減免されます。

イ 練習及びリハーサルの際に楽器使用料が、50%減免されます。

※ 登録団体が使用する際の減免適用については、同団体が主催し、出演する事業であり、かつ、同団体が主体となる催事又は練習であるものに限ります。

登録団体以外の団体又は個人が主となる催事等に、登録団体が出演する場合や、団員個人等がリサイタル等を行う場合は、減免の対象となりません。

(3) 登録有効期間

令和8年4月1日から2年間

2 当施設登録団体の新規及び更新の申請手続きについて

(1) 受付開始日時

令和8年2月10日（火）から ※原則として、9時から17時まで

月曜日休館日（月曜日が休日にあたる場合は、翌日が休館日です。）

※ 令和6・7年度ホール登録団体の方で、引き続き令和8年4月1日（水）から登録団体として活動されたい場合は、令和8年3月20日（金・祝）までに申請書類等をご提出ください。

(2) 申請方法

申請に必要な書類をご用意いただき、持参・郵送・メールのいずれかの手段でご提出ください。

- ※ 登録団体申請書は、当施設公式 Web サイトから書式をダウンロードすることが可能です。また、当施設事務室で当該用紙を受け取ることも可能です。
- ※ 新規申請の場合、当施設職員との面談が必要です。予め来館時間をご連絡のうえ、直接ご持参ください。
- ※ 更新申請の場合も、必要に応じ面談させていただくことがあります。

(3) 提出書類

ア 登録団体申請書

※ 本紙 1(1)ウの事項に該当する団体であるか否かを確認するために、当施設での公演の実績を「活動実績」の欄にて確認します（令和8年度中の申請のみ、前年度に当施設にて自主公演を開催されていない団体は、職員にご相談ください。移行期間として考慮します。）。

※ 訂正する場合は、誤字を二重線で消し、近くの空欄に正しくご記入ください。

イ 添付書類：構成員の名簿等、会則・定款等、活動計画書・予算書等、その他参考資料

※ 予算書をご用意できない場合は、決算書を添付ください。

※ 添付書類の「構成員の名簿等」とは、本紙 1(1)エの事項に該当する団体であるか否かを確認するために使用します。そのため、構成員の居住地、通勤地又は通学地が松本市内であるか否かが分かる記載であれば必ずしも住所でなくとも差し支えありません。また、松本市内の方の割合を算出し、記入いただいても構いません。

複数の団体が在籍している連合団体の場合も、各団体に所属している各構成員の状況をご確認いただき、反映させたものをご提出ください。

【名簿等の記載例1】

氏名	居住地、通勤地又は通学地
松本 太郎	松本市〇〇◆◆番地
音文 太郎	松本市
音文 花	安曇野市
城 真衣	松本市外

} ←居住地、通勤地又は通学地の
 いずれかが松本市の場合。
} ←居住地、通勤地又は通学地の
 いずれも松本市でない場合。

※ 市町村名のみでなく、番地等までご記入いただいても構いません。

【名簿等の記載例2】

居住地、従業地又は通学地の市町村名	割合
松本市	70%
その他	30%

3 お問い合わせ及び提出先

〒390-0851 松本市島内4351番地 松本市音楽文化ホール

TEL : 0263-47-2004、FAX : 0263-47-2383、E-mail : info@harmonyhall.jp